

## ？ 遺族年金の仕組み

一家の働き手が亡くなつた時、頼りになるのが遺族年金だ。現在は母子家庭に限られている。遺族基礎年金の支給対象が、今年4月から父子家庭にも拡大される。万一本音で備え、遺族年金の仕組みについて知つておきたい。



### 制度

生活するために支給される。全員が加入する厚生年金から支払われる「遺族基礎年金」と、会社員が加入する厚生年金から支払われる「国民年金」から支払われる「遺族厚生年金」がある。

夫が亡くなった場合の遺族年金額(年額)の目安					
高校卒業前の子どもがいる妻		高校卒業前の子どもがない妻			
	子どもが1人	子どもが2人	妻が40歳未満	妻が40~64歳	妻が65歳以上(※2)
夫が自営業	遺族基礎年金 100万2500円	遺族基礎年金 122万6500円	なし	なし	妻の老齢基礎年金として 77万8500円
夫が会社員 (※1)	遺族基礎年金、 遺族厚生年金 計 159万1900円	遺族基礎年金、 遺族厚生年金 計 181万5900円	遺族厚生年金 58万9400円	中高齢寡婦 加算を含む 遺族厚生年金 117万3300円	遺族厚生年金、 妻の老齢基礎年金 計 136万7900円

生命保険文化センター試算(現在の金額で、4月からは改定される)

(※1)平均月収35万円、加入期間25年などの前提で計算したモデル。実際には夫の収入などによって年金額は異なる

(※2)40年間国民年金に加入し、65歳から老齢基礎年金を満額受給すると仮定。経過的寡婦加算は含まない

### ■ 遺族年金の注意点

- 年金事務所などで請求の手続きをしないと受給できない
- 年金額は年度ごとに見直される。今年4月からは0.7%引き下げられる
- 遺族厚生年金は①妻、子ども、55歳以上の夫②55歳以上の父母③孫④55歳以上の祖父母——の中から番号の小さい順に優先して支給される。ただし55歳以上の夫や父母、祖父母が受け取れるのは60歳になってから
- 子どもがいなかつたり、末子が18歳の年度末を過ぎたりした40~64歳の妻は、遺族基礎年金をもらえない代わりに、遺族厚生年金に「中高齢寡婦加算」がつく(和田さん、東海林さんの話をもとに作成)

われる「遺族厚生年金」などがある。老齢年金を受け取つている人が死亡した場合にも出る。遺族基礎年金は、夫を亡くした母子家庭が支給対象。末子の

高校卒業(18歳になつて最初の年度末)まで受け取れる。「夫が外で働き、妻は家庭で子育て」という世

限され、十分な収入を得られないことも多い。厚生労働省の調査では、父子家庭の4割以上が、父の就労収入が年300万円未満だった。

厚労省年金課の和田雄次朗さんは、「社会情勢の変化を受け、今年4月からは、妻を亡くした父子家庭も、母子家庭と同じ条件で遺族基礎年金を受け取れる

ようになります」と話す。

現在の遺族基礎年金の金額は、年77万8500円と子ども

の人数による加算額を合わせた額。高校卒業前の子どもが1人だと計122万6500円となる。金額は毎年4月に物価や賃金水準に合わせて改定される。

社会保険労務士の東海林正昭さんは、「遺族厚生年金の額は、亡くなつた人が受け取る予定だった老齢厚生年金(報酬比例部分)のおおむね4分の3の金額と考えてください」と話す。

## 父子家庭にも基礎年金 4月から

遺族厚生年金は、厚生年金に加入する会社員などが死亡した際に遺族に支給される。支給範囲は遺族基礎年金より広く、子どもがいなければ遺族基礎年金と併せてもらえる。55歳未満の夫は受け取れないなど、男女格差が残る。

厚生年金の額は給与や加入期間によって異なる。表の遺族厚生年金の額は、夫や妻を亡くした場合に自動的に出るものではなく、請求が必要です。手続きなどは全国に312か所ある年金事務所などで相談してください」と話している。